

申請(新規・更新・変更)書類 一覧表

○: 提出するもの

提出書類	届出内容															提出期限等
	指定給水装置工事事業者指定申請書	機械器具調書※ ¹ (写真添付)※ ⁴	誓約書	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	事業所の位置図※ ² (写真添付)※ ⁵	事業所の平面図※ ³ (写真添付)※ ⁶	従業員名簿(資格取得者は資格名等を記載)	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	定款又は寄附行為の写し	役員の住民票	住民票	給水装置工事主任技術者免状の写し	八幡浜市指定給水装置工事事業者指定証	
新規指定申請(法人)	○	○	○				○	○	○	○	○	○		○		
更新指定申請(法人)	○	○	○				○	○	○	○	○	○		○	○	○
新規指定申請(個人)	○	○	○				○	○	○				○	○		
更新指定申請(個人)	○	○	○				○	○	○				○	○	○	○
主任技術者の選任				○										○		
主任技術者の解任				○												
変更等	氏名又は名称(法人)			○	○					○	○				○	
	氏名又は名称(個人)※ ⁸				○								○		○	
	代表者(法人)			○	○					○	○				○	
	代表者(個人)※ ⁹			○	○								○		○	
	住所(法人)				○		○	○		○	○					
	住所(個人)				○		○	○					○			
	法人の役員氏名			○	○					○						
	事業所の名所 事業所の所在地				○		○	○		○						
	廃止、休止						○								○	
	再開						○									

※⁷ 遅延なく

30日以内

10日以内

※¹ 管の切断器具(金切りのこ等)、管の加工用具(やすり、パイプねじ切り器等)、管の接合用具(トーチランプ、パイプレンチ等)、水圧テストポンプ【写真添付】
 ※² 主な目標を入れて分かりやすく【写真添付】
 ※³ 事務所内の広さ及び機の配置状況を記入【写真添付】
 ※⁴ 機械器具調書に記載された工具等
 ※⁵ 事務所の外観
 ※⁶ 事務所の内部
 ※⁷ 新規・更新指定を受けた時は、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至った時は、当該事由が発生した日から2週間以内
 ※⁸ 個人⇒法人【法人化】…… 廃止・指定申請
 ※⁹ 個人が死亡し、相続人が事業を継続したいとき【相続】…… 廃止・指定申請
 ※注 新規・更新指定申請手数料は10,000円です。